

別記様式第 1

審 査 基 準

令和 6 年 2 月 28 日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 3 条
処 分 の 概 要 : 古物商の許可
原権者 (委任先) : 富山県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第 4 条 (許可の基準) 第 5 条第 1 項 (許可の手続) 古物営業法施行規則第 1 条の 3 (許可の申請) 第 2 条 (古物の区分)
審 査 基 準 : 古物営業法第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、 適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 40 日
申 請 先 : 主たる営業所の所在地を管轄する警察署
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課営業係 (076-441-2211)
備 考 :

別記様式第 1

審 査 基 準

令和 6 年 2 月 28 日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 3 条
処 分 の 概 要：古物市場主の許可
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法令の定め： 古物営業法第 4 条（許可の基準） 第 5 条第 1 項（許可の手続） 古物営業法施行規則第 1 条の 3（許可の申請） 第 2 条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、 適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間：50 日
申 請 先：古物市場の所在地を管轄する警察署
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（076-441-2211）
備 考：

別記様式第 1

審 査 基 準

令和 6 年 2 月 28 日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 5 条 第 4 項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者 (委任先) : 富山県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 4 条第 1 項、第 2 項 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間 : 14 日
申 請 先 : 主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課営業係 (076-441-2211)
備 考 :

別記様式第 1

審 査 基 準

令和 6 年 2 月 28 日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 7 条 第 5 項
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 富山県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 5 条第 9 項、第 10 項、第 4 条第 2 項 (許可証の書換えの申請)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間 : 14 日
申 請 先 : 主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課営業係 (076-441-2211)
備 考 :

別記様式第 1

審 査 基 準

令和 6 年 2 月 28 日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 21 条の 5 第 1 項又は第 21 条の 6 第 1 項
処 分 の 概 要：古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 19 条の 4（古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第 19 条の 5 （古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 第 19 条の 6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 第 19 条の 11（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第 19 条の 5、第 19 条の 12 （外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：40 日
申 請 先：古物競りあっせん業者に係る認定の申請は、営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署 外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請は、連絡担当者の住所又は居所を管轄する警察署
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（076-441-2211）
備 考：